

## 高病原性鳥インフルエンザ（2例目、飯舘村）に係る移動制限区域の解除等について

令和4年12月7日に飯舘村で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生農場での防疫措置が完了した12月11日から21日間が経過したことから、農林水産省と協議の上、以下のとおり移動制限区域（半径3km以内）を解除するとともに、消毒ポイントを閉鎖しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 概要

発生農場での防疫措置が完了した12月11日から21日間が経過したことから、農林水産省と協議の上、以下のとおり移動制限区域（半径3km以内）を解除するとともに、消毒ポイントを閉鎖しました。

#### 2 移動制限区域の解除

(1) 解除の時間 令和5年1月2日 午前0時

(2) 制限解除の内容

移動制限区域内において、家きん、家きん卵、家きんの排泄物等の移動、移入及び移出の制限を解除

#### 3 消毒ポイントの閉鎖・運営の終了

移動制限区域の解除に伴い、これまで稼働していた1箇所について、令和5年1月2日午前0時に閉鎖し、2例目に関する消毒ポイントの運営を終了しました。

(お問い合わせ先)

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

総括班 本多

電話 024-521-7365（内線 3225）